

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募の結果について

令和 7 年 3 月 3 1 日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

令和7年1月4日付けで「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件（案）」に対する意見公募を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 意見募集期間：令和7年1月4日（土）～令和7年2月3日（月）
- (2) 資料入手方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省・経済産業省及び環境省のホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 御意見等の総数

2件

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2428）
- 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線3701）
- 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253

(別紙)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第二項各号又は第三項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第五項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質の一部を改正する件(案)」に対する御意見及び御意見に対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>別添2のPFOA生成物質を含む共重合物を届出不要物質からいきなり第1種特定化学物質にすることは、化審法の理念を根底から覆すものです。</p> <p>高分子フロースキームのあり方についても考え直す必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(以下「POPs条約」という。)の対象となるのは、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される化学物質(以下「条約対象物質」という。)です。日本はPOPs条約の締約国であり、条約の義務を履行するための国内実施計画を作成し、国内法令による措置を講じることとしています。国内法令のうち化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)では、条約対象物質について、厚生労働省、経済産業省及び環境省の審議会(以下「3省審議会」という。)での審議を経て、化審法の「第一種特定化学物質」として指定するなどの措置を講じています。</p> <p>別添2の化学物質は、化審法に基づく新規化学物質の審査では、届出時点で得られていた知見に基づき判定されたものですが、条約対象物質になったことを踏まえ、最新の知見とともに3省審議会で審議を行った結果、当該化学物質は化審法の「第一種特定化学物質」として指定することが適当であるとの結論が得られたことから、今般の措置を講じることになります。</p>
2	<p>届け出不要で化学物質を認可しないで欲しいです。</p> <p>化学物質過敏性腸症候群で苦しんでいる方が大勢います。</p> <p>化学物質を無くす方針でお願い致します。</p>	<p>頂いた御意見につきましては、今回の意見募集の対象ではありませんが、今後の参考とさせていただきます。</p>